

平成27年12月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年10月23日から同年11月21日までの間、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成27年12月17日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第72号）
- 2 命令等の案を公示した日
平成27年10月23日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は別紙のとおりです。
頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
- 4 頂いた御意見の総数及びその内訳
頂いた御意見の総数 1件
(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵送	0件

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案の内容について、賛成の立場から、

- 改正内容についての積極的な広報を行うべきである。
- 関係職員等に対し研修を行うなど、改正内容の周知徹底を図るべきである。

などの御意見がありました。

警察庁においては、改正内容の周知に引き続き努めるとともに、頂いた御意見については、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。